

委員からの意見	事務局回答
<p>・「在所(院)者、出所(院)者」という表現がありますが、刑務所や少年院だけではなく、警察で逮捕拘留されて不起訴になったり、執行猶予になって家に戻って来る人たちというのも結構多くいらっしゃるの、例えば注釈をいれていただくとかコメントを入れていただくとか、違う表現があればそうするか、というのはどうか。</p>	<p>・中間答申案P12の初出のところで定義を加えました。</p>
<p>・義務教育を終えた者への修学支援についても国の再犯防止推進計画に定められていて、各種取組みがあるので、盛り込んでいただけるものがあれば提案させていただきたい。</p>	<p>・市で実際に対応ができるのが市の教育委員会と連携してできる取組となります。したがって、おそらく義務教育を終了していない方が限界なのかなと思っています。</p>
<p>・基本目標4、5については、個別ケースに応じた多機関が連携した支援を行うという意味では同じ内容だと思うので、これから施策としてまとめるときにどうやってそれぞれの内容を分けていくのかというのが見ていて悩ましいなと感じた。</p>	<p>・基本目標4については、対象者、支援ごとの体制構築に係る施策、基本目標5については、再犯防止に係る全体的な多機関協働に関する施策という形で整理いたしました。</p>
<p>・地域の中で関わりを持っていらっしゃる方たちは、実際に経験したエピソードをお持ちだと思うので、そのあたりをまとめて出していく中で、課題となるのはどこなのかという話が共有できると良いと思う。</p>	<p>・実務において具体的にどうという課題があるのかについては、事務局でも把握しきれていない部分もあるため、医療福祉の実情について、委員の皆様にご個別により詳しくお話を伺い、資料1-3として整理し、中間答申案に反映いたしました。</p>
<p>・関係機関との連絡会のようなカンファレンスを積極的にしていただき、例えば、福祉事務所、子ども家庭支援センター、児童相談所、保育園、学校等の関係機関で集まって話ができると、話が先に進みやすくてありがたいです。</p>	<p>・施策5-3の施策を進める中で対応いたします。</p>